

第5章 地域生活支援事業の提供体制の確保

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

各サービスの内容については次のとおりです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容
障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないよう市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。

▶今後の対応策

- 地域の住民等を対象に、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。
- 事業実施の内容または方法については、毎年検討し、柔軟に対応します。

(2) 自発的活動支援事業

内容
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

▶今後の対応策

- 障がい者やその家族、地域の住民等による障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような自発的な取り組みを支援するため補助金を交付します。

(3) 相談支援事業

内容
障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。

▶今後の対応策

- 鹿行障害福祉圏（鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市）では1ヵ所で相談支援事業を委託により実施しており、支援の充実に努めます。
- 鹿嶋市地域自立支援協議会において、関係者が地域の課題についての情報を共有するとともに、相談支援事業の評価や困難事例への対応などに係る協議・調整を行います。また、ライフステージに応じた相談支援や、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関によるネットワークを構築する中で、障がいのある人などに対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応と再発防止等についてのシステムの整備を行います。
- より地域に密着した総合的な相談支援を図るため、圏域の構成市町村と連携を図りながら、基幹相談支援センターの設置を検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容
障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を促すことにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

▶今後の対応策

- 成年後見制度の利用については、申立てに要する費用や後見人報酬等の全部又は一部を助成します。
- 平成29年度の利用実績は3件でしたが、成年後見制度による保護・援助が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

▶今後の対応策

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などについて検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	

▶今後の対応策

- 平成29年度実績では、講演会の聴講や会議及び各種教室などへ参加のための手話通訳者派遣を利用した人が1人でしたが、潜在的な利用希望者が存在することも踏まえて対象者の把握と利用促進に努めます。事業の周知と手話通訳者などの育成・確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具

▶今後の対応策

- 重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。
- 日常生活用具の必要な障がい者への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

▶今後の対応策

- 今後も、本市において意思疎通支援の担い手となる人材の育成に向け、鹿行障害福祉圏（鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市）や手話奉仕員養成委員会などの関係団体等との連携を図り、手話通訳講習会を開催します。

(9) 移動支援事業

内容
屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

▶今後の対応策

- 今後も引き続き、事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容	対象者/規模
I型	専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者 ・利用人員20人以上
II型	地域での就労が困難な在宅の障がい者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の障がい者 ・利用人員20人以上
III型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者 ・利用人員10人以上

▶今後の対応策

- 地域活動支援センターI型、III型を市内、市外の事業所に委託しています。地域活動支援センターで創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援しています。

2 任意事業

(1) 生活支援事業（訪問入浴サービス）

内容
重度の障がいがあるため、介護事業所での入浴が困難な人に、移動入浴車による在宅での入浴サービスを行います。

▶今後の対応策

○障がい者のQOLの向上を図るため、サービス事業所に委託することによりサービス提供を確保します。

(2) 日中一時支援事業

内容
在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。

▶今後の対応策

○社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保し、家族等の負担の軽減を図ります。